

2019年 ⇒ 2020年

長崎国際大学 ～スポーツプロモーション事業+学生スポーツアドミニストレーター育成事業=地方創生NIUスポーツ人材育成事業～

＜組織図(一部)＞

2019年度実績

2019	19団体	355人
2018	12団体	380人
2017	10団体	334人
2016	10団体	295人
2015	10団体	200人
2014	10団体	171人
2013	10団体	158人

大学スポーツにおける先進的モデルの企画・立案及び実施

【スポーツプロモーション事業】  
 ・指導者育成事業、指導者招聘事業、指導者研修事業、ボランティア育成事業、及び収益事業、トップ選手育成事業、サポート事業、スポーツ振興、スポーツツーリズム、スポーツ系ボランティア活動に関する事業、小学校・中学校部活動強化プロジェクト事業、他

【学生スポーツアドミニストレーター(SA)育成事業】  
 ・地域連携事業(園遊、生徒、体育授業、部活動サポート事業)、教育プロジェクト事業、SA研修事業、調査事業、表彰事業、他  
 ・他大学の交流事業、学生アスリートキャリア支援事業及び進学支援事業、学費とスポーツプロジェクト事業、他

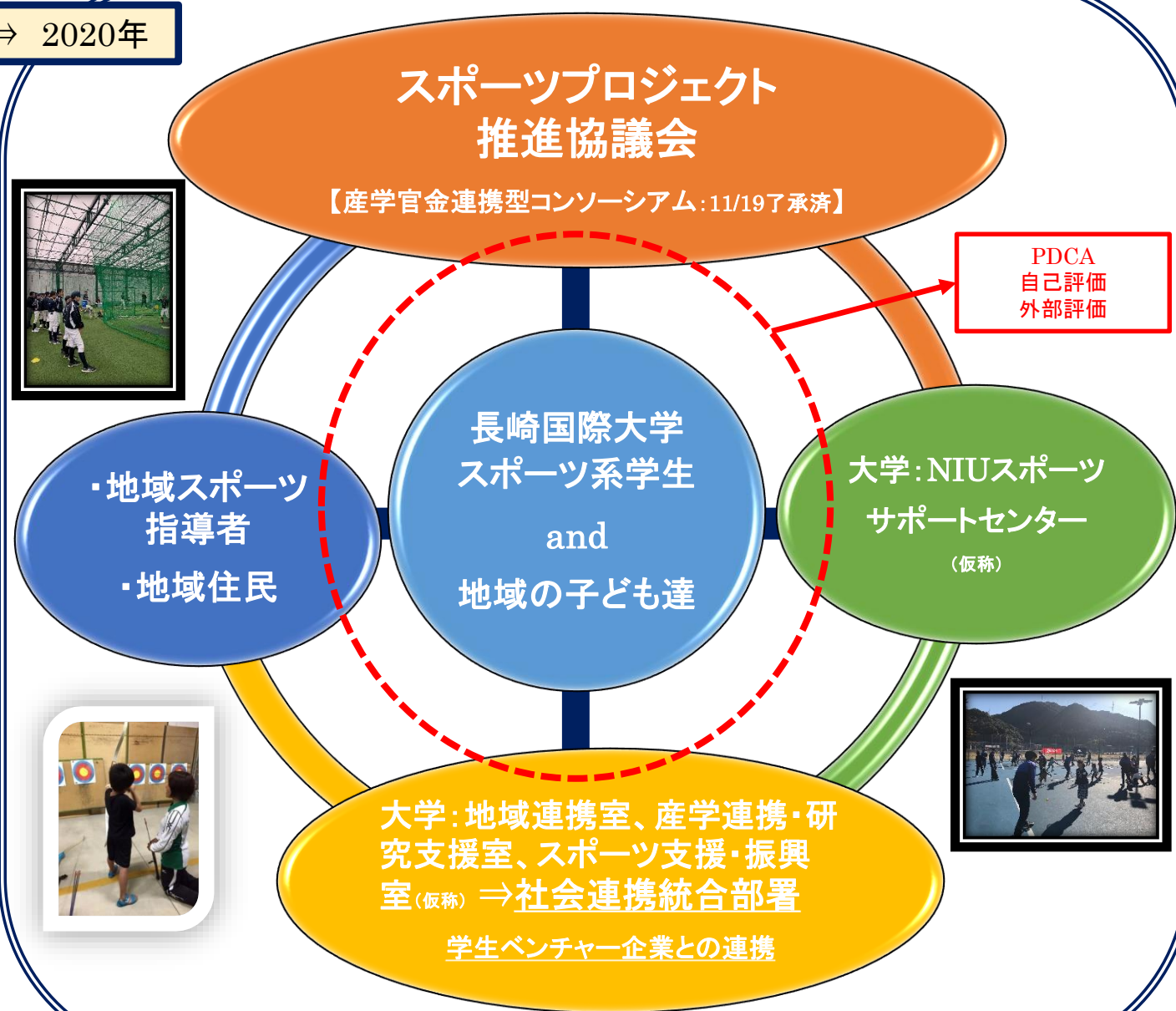
期待される成果

本事業は、スポーツの分野で「地方創生を目的としたスポーツ人材育成事業」として実施し、地域の方々に対する「スポーツ振興」が、本学支援者であるスポーツリーダー増進だけでなく、本学への入学増進、さらに本学が所在する長崎県(1950年から2015年の間の生産年齢人口の減少率：九州8県中ワースト1位、全国ワースト5位)に対し、スポーツの分野から本県の人口流出対策の一役を担おうとする。

2019年度スポーツ庁採択事業：大学スポーツ振興の推進事業

2019年度実績

- 事業実施による学生参加(サポート含む)延べ人数:1,337人
- 事業実施による学外者人数:1,160人
- 事業実施による自己評価A、外部評価A(5段階:S,A,B,C,D)



実績：長崎国際大学 2019年度事業実施計画【マニフェスト】

- 「NIUスポーツサポートセンター(仮称)」設立  
同センター設立、及び「スポーツ支援・振興分野における部局については、3/16開催の「定例運営会議」にて、「社会連携統合部署」として、「地域連携部門」、「産学連携・研究支援部門」、「スポーツ支援・振興部門(AD局)」における事務部署の設置(改組含む)の承認。ADについては設置済。
- スポーツ系学生約500人弱の学生に対する先進的モデルの企画・立案及び実施  
【スポーツプロモーション事業】⇒ほぼ計画通り実施。  
【学生スポーツアドミニストレーター(SA)育成事業】⇒ほぼ計画通り実施。  
・2事業における学生参加(サポート含む)延べ人数:1,337人、学外者参加人数:1,160人。  
・事業実施による自己評価A、外部評価A(5段階:S,A,B,C,D)
- 大学スポーツを通じた地域貢献、地域活性化の更なる強化  
【今後の構想案】以上の企画について、体験型のプログラムだけでなく、出張型、講義型のプログラムについて、さらに検討する。  
・「産学官金」団体によるコンソーシアム:「スポーツプロジェクト推進協議会」設置について承認済。  
・「産学官連携事業による部活動応援プロジェクト」共同研究を協議中。

長崎国際大学 2020年度事業実施計画【マニフェスト】

長崎国際大学は、産学官金連携にて「学生のため、地域の子どものため」にがんばります！！

【must事項】

- 産学官金連携事業による部活動応援プロジェクト(CAS)事業  
地域活性化拠点である本学や地域にて、産学官金連携事業「スポーツプロジェクト推進協議会」と協働し、CAS事業を共同研究として実施する。
- スポーツプロモーション(SP)事業  
SP事業は、学内だけでなく産学官金連携によるコンソーシアム「スポーツプロジェクト推進協議会」と連携し実施する。
- 学生スポーツアドミニストレーター育成(SA)事業  
SA事業は、学生ベンチャー企業(株)ジャックラビット)と連携し、スポーツ系学生、及びスポーツをがんばっている地域の子どものために、人材育成の観点も含めた事業展開を実施する。
- 3事業による目標  
・学生参加(サポート含む)延べ人数:2年連続1,000人  
・学外者参加延べ人数:2年連続1,000人  
・2年連続自己評価A、外部評価A(5段階:S,A,B,C,D)

長崎国際大学【スポーツ振興中長期プラン】

長期目標



4年目以降:  
「スポーツ振興分野における地域創生を担う長崎国際大学」を目指す。特に佐世保南部地域(広田町、崎岡町、ハウステンボス町)において「長崎県スポーツ実施率No.1」を達成する。また本学を「健康・スポーツ・遊び」まちづくりの拠点とし、「産・学・官連携」だけでなく「住・教・学連携」住む(住民:子ども・老人含、全ての住民)・学ぶ(学生)・教える(教職員)と一体となった「アスレティックタウン構想」を長崎国際大学の敷地内にて展開するよう佐世保市へ提言する。

【具体的な事業】アスレティックタウン構想を目指し、総合型スポーツクラブ設立検討協議会発足  
【成果】佐世保南部地域「長崎県スポーツ実施率No.1」を達成し、地方創生の一役を担う。

中期目標



2~3年目:本格的に本事業を稼働し、本事業及び「UNIVAS」及び「大学スポーツ振興」の深化に努める。年間:学外参加者延1,000人、学生参加延1,000人目標!

【具体的な事業】  
(新規事業)産学官連携事業による部活動応援プロジェクト(CAS)事業:  
産学官連携による「スポーツプロジェクト推進協議会」により、同プロジェクトの推進する。  
(継続事業)スポーツプロモーション(SP)事業:  
・指導者育成事業、指導者招聘事業、指導者研修事業・ブランディング事業・トップ選手育成事業  
・サポート事業:スポーツ振興、スポーツツーリズム、スポーツ系ボランティア活動に関する事業 他  
(継続事業)学生スポーツアドミニストレーター育成(SA)事業:  
・地域貢献事業・教育プロジェクト事業・SA研修事業・調査事業・表彰事業・他大学との交流事業 他  
さらに次年度以降の「産業・行政・大学+住民・学生・教職員」一体の「アスレティックタウン構想」を目指した総合型スポーツクラブへ実現につなげる  
【成果】本事業における収入について純利益増により、学生アスリートに対する支援制度の確立。  
・「スポーツマネジメント」、「スポーツ教育・振興」を確実に理解・実践し、体得した学生増。

短期目標



1年目:学内に「NIUスポーツサポートセンター」、並びに組織体の設置及びSAの配置。  
「大学スポーツ振興」について、学内外者、行政、企業等に広める。

【具体的な事業】  
「NIUスポーツサポートセンター(仮称)」を設立し、同センターの設置と本事業の必要性について情報共有する。さらに同センターに「教育・地域振興部門」、「学業充実部門」、「安全安心部門」、「事業マーケティング部門」、「同センター運営委員会」を設置し、本事業を推進する。  
【成果】  
「大学スポーツ振興」について、学内外者、行政、企業等へ浸透。さらにスポーツ系学生に対する先進的モデルの企画・立案及び実施することで、「地方創生を目的としたスポーツ人材育成事業」に繋がり、人口流出県の本県に対し、対策の一役を担うきっかけとする。



**【事業実績】**

- ①NIUチャレンジスポーツ
- ②NIUキッズキャンパス
- ③2019年度事業

**【実績】**

**○NIUチャレンジスポーツ**

H25:21回 参加者530人  
H26:19回 参加者137人  
H27:20回 参加者313人  
H28:20回 参加者439人  
H29:20回 参加者708人  
H30:20回 参加者600人  
R1: 10回 参加者238人  
総延べ人数:参加者2,965人

**○NIUキッズキャンパス**

H29: 小学生104人+同伴者131人  
H30: 小学生180人+同伴者232人  
R1: 小学生212人+同伴者259人  
総延べ人数:参加者1,118人

**○2019年度主な実績(学外参加者数)**

2/1(土)、24(祝) 部活動プロジェクト43人  
2/15(土) 大学部活動インターンシップ31人  
2/22(土) 野球部交流戦310人  
※2/29(土) 男女バレーボール部交流戦  
「新型コロナウイルス感染症」により自粛

**チャレンジスポーツ**

子ども対象スポーツ教室開催！親子でも兄弟でも参加可能！  
大学生と一緒にスポーツを楽しみませんか？  
場所:長崎国際大学 参加費(保険料込)300円(大人100円)  
時間:19:00~21:00 随時、受付します！途中からの参加可能です！

日付	実施種目	日付	実施種目
1 6月1日	バレーボール	6 9月21日	親子体操(ゆらSC)
2 6月29日	陸上	7 10月12日	武道(空手道・剣道)
3 7月6日	サッカー	8 10月19日	ラケットスポーツ
4 7月27日	ソフトボール	9 11月9日	アーチェリー
5 9月7日	ラケットスポーツ	10 11月16日	NIU大運動会!

※ラケットスポーツは、テニス・バドミントン・卓球などのスポーツです！  
※12月7日・14日は休校日となります！  
チャレンジスポーツスタンプカード配布中！  
たくさん参加して、素敵なメダル・賞状をもらおう！



子どもたち、長崎国際大学に集合！  
**NIU キッズ キャンパス**  
「子ども版長崎国際大学公開講座」対象:小学生  
【開催日時】  
令和元年11月30日(土)9:00~12:30  
9:00~受付 9:30~オリエンテーション 10:00~1時間目 11:30~2時間目  
大学の先生、お兄さん、お姉さんと  
ワクワクする体験をしよう。

長崎国際大学  
Nagasaki International University  
キッズキャンパス

【受付方法】  
裏面の受講講座を選択し「EVENT」の「申込フォーム」にてお申し込みください。  
<http://www.niu.u-nagasaki.ac.jp>

1 アイス文芸体験教室  
2 親子で楽しむお絵かき  
3 カートゲームで学ぶ  
4 銀行や郵便局に関する体験  
5 お遊戯会や音楽会などで歌を歌おう！  
6 英語で楽しむお絵かき  
7 テニス教室  
8 マインクラフトでプログラミング  
9 1日お父さん体験  
10 動物のふれあい体験  
11 絵画教室

申込開始日  
10/31(木)  
長崎国際大学ホームページ 又は左のQRコードからお申込をお願いします。

長崎国際大学主催 大学対抗戦  
大学交流戦 第11期  
東京大学(東京六大学)VS 長崎国際大学  
硬式野球部  
2月22日(土) 場所:佐世保野球場  
第1部 野球教室 ※対象:中学軟式野球部所属  
(開始:午前10時予定) ※参加無料定員70名  
第2部 東京大学vs長崎国際大学 練習試合  
(開始:午後1時予定)

長崎国際大学  
Nagasaki International University  
2月15日(土) 開催:中学生対象  
University Sports Internship in NIU  
大学部活動インターンシップ  
【第1部】 10:00~12:00 大学部活動インターンシップ  
12:00~13:00 エミナ「スポーツにおける水分補給と栄養の大切さ」  
講師:大塚 剛 講師:斎岡 剛  
【第2部】 12:00~13:00 エミナ「スポーツにおける水分補給と栄養の大切さ」  
講師:大塚 剛 講師:斎岡 剛  
13:00~15:00 大学部活動インターンシップ  
【特別活動:長崎国際大学学生ボランティア】  
男子バレーボール部【第2部】、硬式野球部【第1部】  
男子・女子テニス部【第1・2部】  
ソフトテニス部【第1・2部】、ゴルフ部【第1部】  
ダンスサークル【第1・2部】  
【協賛】 スポーツ庁、長崎県学生スポーツ振興委員会、佐世保教育委員会





②



③

九州トップレベルの運動部活用  
スポーツで地域活性化



①

令和元年(2019年)11月15日 (金曜日) 長崎新聞 朝刊 佐世保 A版 014ページ



④



スポーツ庁採択事業:  
「大学スポーツ振興の推進事業」  
2019年7月17日 選定通知  
契約日  
2019年9月17日~2020年3月19日

⑤



テレビ  
1/31(金)ミズノとの協定式  
【放映】NCC、KTN、テレビ佐世保

スポーツ庁採択事業後、  
メディアに取り上げられた報道内容

2019年度:スポーツ庁採択事業については全国13大学選定、九州地区は長崎国際大学のみ選定。

- ①11/15付: 長崎新聞社掲載
- ②11/28付: スポーツニッポン掲載
- ③1/29付: 西日本新聞社掲載
- ④ミズノ(株)と学校法人九州文化学園協定締結式  
2/3付: 毎日新聞社掲載  
2/4付: 西日本新聞社、長崎新聞社掲載  
※TV放映: テレビ長崎 (KTN)、長崎文化放送 (NCC)、テレビ佐世保 (TVS)
- ⑤2/5付: 教育学術新聞掲載  
キャンパス万華鏡



## スポーツプロジェクト推進協議会 規程(案)

### (目的)

第1条 この規則は、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、同戦略の「スポーツ・健康まちづくり」を推進すること、また外部資金獲得等に向けた企画・立案や大学スポーツを通じた地域活性化のためのイベント等を開催することを目的に産学官金連携、及びコンソーシアム形態による「スポーツプロジェクト推進協議会(以下「協議会」という。)」を設置することにより、スポーツの高揚と地域スポーツ振興活動の積極的な推進を図ることとする。

### (事業)

第2条 協議会は、前条に掲げる目的を達成するため次の事業を行う

- (1) スポーツを活用した経済・社会の活性化の推進に関すること
- (2) スポーツを通じた健康増進・心身形成・病気予防に向けた取組の推進に関すること
- (4) 年齢、性別及び障害の有無にかかわらず誰もがスポーツに親しめる環境整備の推進に関すること
- (5) 自然と体を動かしてしまう「楽しいまち」への転換の推進に関すること
- (6) スポーツ・健康まちづくりを推進する基盤整備の推進に関すること
- (7) スポーツ・健康まちづくりを推進する人材・組織の再構築及び連携の強化に関すること
- (8) スポーツに関連した人材育成に関すること
- (9) 協議会、及び関連する事業における自己評価、外部評価、意見聴取に関すること
- (10) 関係団体との連携、連絡調整、及び情報交換に関すること
- (11) スポーツ醸成の啓発及び広報に関すること
- (12) その他、協議会の目的を達成するための事業

### (組織)

第3条 協議会は、委員をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について長崎国際大学地域連携センター長が任命又は委嘱する。

- (1) 関係機関の職員及びスタッフ
- (2) スポーツ、又は各競技団体に関する団体の代表者、又は職員及びスタッフ
- (3) スポーツ系の学生
- (4) 識見を有する者
- (5) その他地域連携センター長が推薦する者

### (委員の任期)

第4条 委員のうち関係機関の職員及びスタッフ、またスポーツ、又は各競技団体に関する団体の代表者、又は職員及びスタッフの委員の任期は、当該職のある期間とし、学識経験者の委員の任期は2年とする。ただし、再任することができる。

- 2 スポーツ系の学生の委員の任期は1年とする。ただし、再任することができる。
- 3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (役員及び任務)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 2名
  - (3) 理事 若干名
- 2 会長は、委員の互選、又は事務局の推薦により定める。
- 3 副会長及び理事は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会長があらかじめ指定する副会長がその職務を代理する。
- 6 理事は、協議会の円滑な運営を図る。
- 7 役員任期は、委員の任期とする。

### (会議)

第6条 協議会の会議は、会長が地域スポーツ振興活動について必要があると認めるときは召集し、その議長となる。

2 協議会は、特に必要があると認めるときは、会議に委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (事務)

第7条 協議会の事務は、長崎国際大学地域連携室において処理する。

### (委任)

第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項がある場合は、会長が別に定める。

### 附 則

この規則は、2020(令和2)年●月1日から施行する。

### 【現在の状況】

11/19開催の「連携連絡会議」において、同協議会の設置については承認済。  
今年度の会議にて、同規程を提案し、了承後は活動推進。

## 産学連携事業による「部活動応援プロジェクト」における共同研究契約書(案)

### (共同研究の内容)

第1条 甲、乙、丙及び丁は、次の研究を共同で実施する。

- (1)研究課題 部活動応援プロジェクトにおける共同研究
- (2)研究内容 市内の小中学校、中学校において、クラブ活動、部活動を頑張っている小学生、中学生、及びその保護者、さらに指導者に対し、指導力、デュアルキャリア、食育等、部活動に関する事項における必要性、さらに将来の指導者育成に関する共同研究
- (3)研究実施場所 長崎国際大学、市内小中学校、中学校、並びに公共施設（スポーツ施設）
- (4)研究実施期間 2020（令和2）年●月1日～2021（令和3）年3月31日

### (共同研究に従事する者)

第2条 甲、乙、丙及び丁は、それぞれ別表第1に掲げる者を、各々の施設において本共同研究に参加させるものとする。

### (共同研究の分担)

第3条 甲、乙、丙及び丁は、別表第1に掲げる研究を分担する。

2 甲、乙、丙及び丁は、前項により分担した研究についてそれぞれ管理を行う。

### (共同研究に係る経費の負担)

第4条 共同研究に係る経費の負担については、甲が申請するスポーツ庁公募事業である「大学のスポーツ資源を活用した地域活性化拠点形成・大学スポーツアドミニストレーター配置支援事業」（以下、公募事業）に採択された場合、乙、丙及び丁の経費については、乙、丙及び丁からの請求に基づき甲が乙、丙及び丁に支払うものとする。但し、公募事業が不採択の場合は、「スポーツプロジェクト推進協議会」にて後日協議するものとする。

### (研究経費の納付)

第5条 甲は、別表第2に掲げる乙、丙及び丁に係る研究経費を、乙、丙及び丁から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に乙、丙及び丁が指定する口座に納付しなければならない。

なお、研究経費の金額については、協議の上決定する。

### (研究用資材、器具、施設、及び人材等)

第6条 甲、乙、丙及び丁は、共同研究の遂行のため、甲及び乙が所有する施設、資材、器具、設備、備品等(以下「資材等」という。)を使用することができる。この場合、その搬入、取付け、取外し及び搬出に係る費用の負担は、その都度協議の上決定する。

2 甲、乙、丙及び丁は、共同研究の遂行のため、丙及び丁が所有する施設、資材、器具、設備、備品等(以下「資材等」という。)を使用する場合は、その都度協議の上決定する。

なお、その費用の負担は、その都度協議の上決定する。

### (研究の中止又は期間の延長)

第7条 乙、丙及び丁は、本来の教育・研究に支障が生じたとき、又は天災その他やむを得ない事由が生じたときは、甲との協議の上研究を中止し、又は研究期間を延長することができる。この場合、その損害に係る費用の負担は、その都度協議の上決定する。

### (特許権等)

第8条 共同研究に基づく特許出願等の取扱いについては、甲、乙、丙及び丁の間で協議のうえ決定する。

### (成果品の帰属)

第9条 共同研究の結果生じた知的財産権及び成果品は、研究終了後、甲、乙、丙及び丁の間で協議のうえ、その帰属を定めるものとする。

### (発明等の実施)

第10条 共同研究に基づく発明等の実施については、甲、乙、丙及び丁の間で協議のうえ決定する。

### (契約の解除)

第11条 甲、乙、丙及び丁は、相手方がこの契約に違反したときは、催告なしにこの契約を解除することができる。

### (結果報告)

第12条 乙、丙及び丁は、第3条に規定する自らの分担となる研究が完了したときは、その結果を甲に通知する。また、甲は状況に応じ、外部に報告できるものとする。

### (研究成果の公表等)

第13条 乙、丙及び丁は、共同研究の実施期間中において、研究当事者以外の者に研究成果を知らせようとするときは、事前に甲と協議する。

2 共同研究による研究成果は、原則として公表する。ただし、乙、丙及び丁が業務上の支障があるため研究成果を公表しないよう申し入れをしている場合は、乙、丙及び丁の利害に関係のある事項について、その成果を公表しないことができる。

3 乙、丙及び丁は、前項の規定にかかわらず、その成果を公表しないことが公共の利益を著しく損なうおそれがあると認める場合は、その成果を公表するものとする。

4 甲は、共同研究終了後、その成果を公表しようとするときは、事前に乙、丙及び丁と協議するものとする。

### (信義則)

第14条 甲、乙、丙及び丁は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

### (疑義等の決定)

第15条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、その都度甲、乙、丙及び丁での協議の上決定する。

この契約の締結を証するため、この契約書を4通作成し、甲乙丙丁記名判別の上、各自その1通を保存する。

2020（令和2）年 月 日

甲 長崎県佐世保市ハウステンボス町2825-7  
長崎国際大学  
学長 安東 由喜雄

## 【現在の状況】

4/16現在、同契約書の件、ミズノ㈱、大塚製薬㈱は内諾済。佐世保市、長崎県においては協議中。

